

現行都市計画マスタープラン（平成21年策定）の評価

◆評価マークの意味



計画通り完了、終了



計画通り継続中



計画を変更して実施中



見直し中

— 中止、廃止

3-2 土地利用の配置および保全・誘導の方針

3-2-1 駅周辺などを中心とした段階的な都市的土地利用の配置


① 賑わいのある商業・業務地の形成

方 針	計画内容の進捗状況	
● 駅周辺などを中心に、それぞれの地域生活圏に応じた生活関連機能や交流機能の維持・確保を図る	□ 大王崎周辺地区において、大王地域の地域構想策定を契機として、空き家・空き店舗対策を中心とした都市機能の維持・確保のための地域住民主体による取組が継続的に実施されている	
● 鶴方駅周辺は、「商業・業務地」として位置づけ、広域的な圏域を持つ行政施設や、市民のニーズに対応した魅力ある商業施設など、各種サービス機能の集積・更新を図り、土地の高度利用を誘導する	□ 鶴方駅周辺において、各種サービス機能の集積・更新、土地の高度利用の誘導はできていない状況	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 大王崎周辺地区では、地域住民主体による空き家・空き店舗対策を中心に、生活関連機能や交流機能の維持・確保に向けた取組が進められている。 ・ 一方、鶴方駅周辺においては、商業・業務機能の集積や更新、土地の高度利用に向けた展開は限定的で、都市計画マスタープランで想定した拠点性の発揮には至っていない。 		

② 質の高い暮らしを実感できる住宅地の形成


方 針	計画内容の進捗状況	
● 「商業・業務地」周辺や、支所などを中心とした既存市街地を「街なか居住地」として位置づける。当該地では、戸建住宅から集合住宅までの多様な居住機能と、地域の身近な商業など、日常生活を支えるさまざまな機能が相互の調和を保って集積する土地利用を誘導する	□ 「商業・業務地」や「街なか居住地」周辺では、その地域特性を加味し、建築形態制限を緩和しながら運用しているが、土地利用の誘導までは至っていない	
● その他の集落・住宅団地などは、「郊外居住・農業地」として位置づけ、戸建て住宅を主体としながら、地域の住環境や営農環境などと調和する集合住宅、生活利便施設が必要に応じて立地する土地利用を誘導する	□ 「郊外居住・農業地」周辺において、土地利用の誘導はできていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「街なか居住地」、「郊外居住・農業地」とともに、土地利用の誘導には至っていない。 		

③ 志摩市の特性を活かした産業地の形成


方 針	計画内容の進捗状況
●港湾および漁港は、「臨港・産業地」として位置づけ、港湾業務、水産業関連機能の高度化を図るとともに、観光と結びついた地域資源活用型の産業育成を図る	<input type="checkbox"/> 波切漁港岸壁の耐震工事が終了し、今後、別の漁港での耐震工事を予定 <input type="checkbox"/> 水産業関連という部分から海女文化や漁業の地域資源を活用した観光振興施策を実施することで、産業育成を図っている
●上記以外の英虞湾・的矢湾内については、穏やかな海域を活かし、真珠養殖などの特徴的な産業利用を図る	<input type="checkbox"/> 英虞湾・的矢湾については、穏やかな海域を活かし、真珠養殖や青さのり養殖、カキ養殖などが継続して実施されている
●交通利便性などを活かした工場適地指定地区では、中小工場の集団化や、自然豊かな本市の特性に十分留意された新しい産業集積を誘導する	<input type="checkbox"/> 現状、産業集積を誘導できるような適地はない
総括	
・耐震工事による港湾業務、水産業関連機能の高度化、および水産物などの地域資源を活かした産業施策は一定の成果がみられる一方、工場適地指定地区における新たな産業集積の誘導には至っていない。	総合評価 

3-2-2 土地利用の配置

① 美しく豊かな森林・自然の保全


方 針	計画内容の進捗状況
●山間・丘陵地のうち、国立公園特別地域や一団の保安林は、「自然環境地区」として位置づけ、優れた環境をありのまま継承し、あるいは持続可能な林業生産の場として計画的な生産が行われるよう、積極的に保全・管理を図る	<input type="checkbox"/> 三重県単独事業森林環境創造事業により間伐、受光伐の実施をしている
●それ以外は、「森林・丘陵地」として位置づけ、山なみや農林業の生産環境を保全するとともに、これと調和した集落環境の維持・形成を図る	<input type="checkbox"/> 農業の生産環境保全のため、国の多面的機能支払交付金を活用し、集落で維持活動を実施している
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・「自然環境地区」では、間伐、受光伐を実施し、積極的に保全・管理が図られた。 ・「森林・丘陵地」においても、国の補助を活用して集落における農業の生産環境保全のための継続支援が実施されているが、森林・丘陵地と調和した集落環境への対応は未実施。 	総合評価 

② 優良農地の保全


方 針	計画内容の進捗状況
●「郊外居住・農業地」や「森林・丘陵地」に分布する、まとまりある農地は、虫食的な農地転用を抑制する	<input type="checkbox"/> 農振法に基づき農振農用地を設定し、特にまとまりのある優良農地における「虫食的な」無秩序な農地転用を抑制している
●生産基盤整備を促進し、優良農地として、田園景観を支える緑地などとして、長期的な保全に努める	<input type="checkbox"/> 中山間地域総合整備事業、湛水防除事業を実施。現在、防災重点用ため池緊急整備事業により、ため池総合整備工事を実施中
総括	
・農振法に基づく農振農用地の設定や各種整備事業によって優良農地の保全が図られている。	総合評価 

3-2-3 環境と共生する志摩市らしい土地利用の配置

① 大自然の中でレクリエーションを楽しめる観光地の形成

方 針	計画内容の進捗状況	
●大規模リゾート施設やテーマパークなどの「観光・レクリエーション地区」は、集客・交流の核としてふさわしい機能の維持・確保を促進する	<input type="checkbox"/> 観光・レクリエーション地区への周遊動線などの環境整備は十分進んでおらず、面的な魅力向上には課題が残る	
●英虞湾・的矢湾周辺は、「リゾート環境地区」に位置づける。当該地では、優れた環境の保全や、既存観光・宿泊施設などの有効活用を原則に、リゾート拠点機能強化のための土地利用を一体的・集約的に展開する	<input type="checkbox"/> 既存の宿泊施設ではリニューアルやサービス改善が一部進み、リゾート施設としての活用が図られている	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・「観光・レクリエーション地区」において、周遊動線の整備等の面的な観光施策の展開には至っていない。 ・英虞湾・的矢湾周辺の「リゾート環境地区」では民間の宿泊施設において一部で有効活用がみられるものの、土地利用を一体的・集約的に展開するための整備や民間投資は限定的であり、リゾート拠点機能の強化には至っていない。 		


② 自然景観と生活利便が調和する沿道環境地区の形成

方 針	計画内容の進捗状況	
●主要な幹線道路の沿道は、「沿道環境地区」を位置づけ、地域特性に応じて、各種施設の立地に対応する	<input type="checkbox"/> 「沿道環境地区」において、各種施設の立地への対応はできていない	
●国道 260 号・伊勢志摩連絡道路沿道では、良好な自然景観と街なかの機能集積に影響を与えない規模・業態であることを前提に、各地域の自立的な生活や、市内観光を支える施設の立地を許容する	<input type="checkbox"/> 国道 260 号・伊勢志摩連絡道路沿道において、各種施設の立地への対応はできていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・「沿道環境地区」、国道 260 号・伊勢志摩連絡道路沿道では、道路整備や個別施設の立地は進められているものの、施設立地に関する明確な方針や運用ルールの整備が進まず、都市計画マスタープランが想定した沿道環境の形成や施設立地の誘導には至っていない。 		


3-2-4 地域特性に応じたルール・都市基盤の整備

① 都市計画区域外における計画的な土地利用の実現


方 針	計画内容の進捗状況
●現在、都市計画区域外となっている地域では、地形や都市基盤の関係で、必ずしも、全域で開発コントロールを行う必要があるとはいえないが、国道 260 号が通る市東部などでは、ある程度の開発余地・潜在力を有し、そのコントロール方策を検討することが考えられる	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外について、無秩序な開発抑制に向けた開発コントロール方策の検討には至っていない
●こうした地域では、現行の各種法令や条例の厳格な運用に加え、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定を検討し、無秩序な開発抑制などに努める	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外について、無秩序な開発抑制に向けた都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定の検討には至っていない

方 針	計画内容の進捗状況	
●都市計画区域外では、都市計画区域の拡大について国立公園特別地域との整合性に配慮した区域指定を検討する	□都市計画区域外では、都市計画区域の拡大について国立公園特別地域との整合性に配慮した区域指定の検討には至っていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域外について、開発余地・潜在力のある区域もあるが、積極的な開発コントロール方策の検討には至っていない。 ・都市計画区域の拡大時に国立公園特別地域との整合性をとるための区域指定の検討にも至っていない。 		

② 土地利用方針に応じた、基本的な土地利用ルール適用


方 針	計画内容の進捗状況	
●住環境保全や商業集積の誘導、幹線道路沿道での適正な商業立地などを旨とするにあたっては、用途地域などの基本的な土地利用ルールの活用を検討する	□用途地域などの基本的な土地利用ルールの活用への検討には至っていない	
●他法令による規制が緩く、既に相当の建築密度を有する鶴方駅周辺などでは、開発および人口の動向・見通しも勘案しながら、優先検討に努める	□鶴方駅周辺において、用途地域などの基本的な土地利用ルールの活用への検討には至っていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・住環境保全や商業集積の誘導、幹線道路沿道での適正な商業立地等を旨とするにあたって、鶴方駅周辺を含め、市街化区域、用途地域など、基本的な土地利用の活用には至っていない。 		

③ きめ細やかな土地利用ルールによる住環境の質の向上


方 針	計画内容の進捗状況	
●都市基盤が整備済みの地区、将来の建物更新時期に備えて住環境を維持すべき地区、高質な住環境形成が求められる別荘地などでは、地区計画などの活用を促進・支援し、建物の形態・意匠などについて、きめ細やかに誘導する	□建物の形態・意匠などのきめ細やかな誘導について、地区計画の活用への検討には至っていない	
●既に建築協定を活用している地区では、永続的なルールとしての地区計画などへの移行を促進する	□建築協定を活用している地区において、地区計画などへの移行には至っていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・建物の形態・意匠などを誘導すべき地区や既に建築協定を活用している地区において、地区計画等の活用や移行には至っていない。 		

④ 空き地・空き家を管理・活用するための仕組みづくり

方 針	計画内容の進捗状況	
●利用されない別荘地や空き地・空き家の発生が顕著な本市では、その適正管理や、地域の特性に応じた資産として活用するための仕組みを検討する	□空家等については、空家等対策計画の安全対策・利活用対策の方針に基づき補助金制度等を利用して対応。別荘地・空き地に特化した空家対策は未実施	
●雑草除去に関する指導・協力体制を構築するほか、空き家バンクを整備のもと、住み替えや地域のニーズに応じたさまざまな用途への	□空き家敷地内の除草について、近隣からの相談がある場合は、現地確認のうえ、空き家所有者等へ管理通知を送付。また、道路等に影響がある場合	


方 針	計画内容の進捗状況
活用を検討・促進する	は関連部署との情報共有を実施。空き家の利活用対策としては、空き家バンク制度や移住促進空き家改修支援事業等を活用し、対策を実施
●老朽化した空き家については、除却し、例えば住宅密集地では、防災広場として、その他の郊外集落や別荘地では、緑地や農園などに活用することを検討・促進する	□空き家除却後の土地利用については、個人所有のものがほとんどであるため、具体的な活用については対応が困難
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の予防対策については、補助金を活用するなど関連部署と連携し、一定程度実施されている。 ・別荘地や空き地に特化した空き家対策については、実施に至っていない。 ・また、空き家除却後の土地利用については、個人所有のものが大半であることから、防災広場や農園など具体的な活用には至っていない。 	
総合評価	
	

⑤ 地域の特性や資源を活かした住環境の整備・改善

方 針	計画内容の進捗状況
●「街なか居住地」では、インフラ投資に見合った人口集積を図るため、市営住宅ストック・空き家を有効に活用し、民間活力とも連携して多様な住宅供給に努める	□「街なか居住地」において、市営住宅ストック・空き家の有効活用による民間活力と連携した多様な住宅供給には至っていない
●市全体としては、都市基盤は不十分であるものの、自然や歴史的資源が豊かで、独特の雰囲気や有する集落が多く存在する。これらについては、特有の集落形態・景観を生かしながら、防災性を高めるための建築ルール、基盤整備を検討する	□緊急輸送道路の整備については、優先的に進めている □集落について、特有の集落形態・景観を生かしながら、防災性を高めるための建築ルール、基盤整備の検討には至っていない
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・「街なか居住地」において、既存ストックの活用や民間との連携による多様な住宅供給の展開には至っていない。 ・災害時に備え、緊急輸送道路の整備を優先的に進めているが、地域特有の集落形態や景観の保全と防災力の向上を両立させるための建築ルールや基盤整備については、具体的な検討に至っていない。 	
総合評価	
	

⑥ まちづくりに寄与する新たな市街地の整備・誘導


方 針	計画内容の進捗状況
●効率的で適正な市街地形成を図るため、新たな住宅地や公共公益施設の整備・誘導にあたっては、「商業・業務地」や「街なか居住地」との一体性に十分留意する	□新たな住宅地や公共公益施設の整備・誘導にあたり、「商業・業務地」や「街なか居住地」との一体性へ十分留意する仕組みの構築には至っていない
●一定規模以上の開発行為に対しては、道路や公園、排水施設などの都市基盤が適正に確保され、緑化など周辺環境に調和するよう誘導する	□道路や排水施設については「志摩市開発事業指導要綱」や「三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアル」に基づき適正に確保されるよう努めている □開発事業によって整備される公共施設等に関して、「志摩市開発事業指導要綱」により、都市基盤が適正に確保されるよう、市の関係各課との事前協議等を定めている

方 針	計画内容の進捗状況	
総括	総合評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな住宅地や公共施設の整備・誘導にあたって、既存の「商業・業務地」や「街なか居住地」と一体的に整備することによる、効率的で適正な市街地形成には至っていない。 ・一定規模以上の開発行為については、計画内容や市の関係各課との事前協議等を通じて、一定程度の適正な誘導が図られている。 		


4-1 道路・交通づくりに関する方針

4-1-1 段階的な道路ネットワーク形成


① 全国に開けた広域幹線道路の整備

方 針	計画内容の進捗状況
●地域高規格道路として計画されている伊勢志摩連絡道路の早期着手を促進する	<input type="checkbox"/> 事業化済
●鷺方磯部バイパスの早期完了を促進する	<input type="checkbox"/> 完了済
●市外では、伊勢志摩連絡道路などから、伊勢湾をまたいで愛知・静岡県に連絡する伊勢湾口道路の具体化を促進する	<input type="checkbox"/> 具体化には至っていない
総括	
<ul style="list-style-type: none"> 伊勢志摩連絡道路を地域高規格道路として事業化し、鷺方磯部バイパスの整備が完了。 伊勢湾口道路の具体化には至っていない。 	総合評価 

② 都市内の幹線道路網の整備

方 針	計画内容の進捗状況
●都市・地域間の交通円滑化を図るため、主要な国・県道や市道について、地形条件により残っている危険箇所や未改良区間の整備を進める	<input type="checkbox"/> 自治会等の要望に基づく維持改良を実施するとともに、計画的な市道の整備を併せて実施中
●市内の一体性・回遊性を高める、環状の交通軸形成を重視し、県道浜島阿児線などのバイパス整備や拡幅を促進するとともに、海上国道である国道 260 号について、架橋構想の具体化を関係機関に働きかける	<input type="checkbox"/> 県道の整備については三重県において事業実施 <input type="checkbox"/> 架橋構想について、関係機関への要望活動を実施
●上記と連携しつつ、きめ細やかに都市骨格を形成するため、県道登茂山公園線をはじめ、環状の交通軸と拠点を結ぶ道路、環状の交通軸の機能を補完する道路について、絞り込みを行いながら計画的に整備を図る	<input type="checkbox"/> 県道の整備については三重県において事業実施
総括	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の要望に基づく維持改良を実施するとともに、計画的な市道の整備を併せて実施中。 県道浜島阿児線の整備は、県の事業において実施しており、国道 260 号については、架橋構想の具体化を関係機関に働きかけている。 	総合評価 


③ 生活幹線の整備

方 針	計画内容の進捗状況
●幹線道路に囲まれた地域などでは、地域住民の生活幹線となる道路を計画し、整備を図る	<input type="checkbox"/> 自治会等の要望に基づく維持改良を実施するとともに、計画的な市道の整備を併せて実施中
●市街地では、庁舎、病院などの主要施設へのアクセスや、防災空間などとしての役割を担う道路を適切な密度をもって配置する。この際、用途地域などの土地利用ルールとあわせ、都市計画決定も視野に入れる	<input type="checkbox"/> 自治会等の要望に基づく維持改良を実施するとともに、計画的な市道の整備を併せて実施中 <input type="checkbox"/> 市街地における道路の整備に関して、用途地域などの土地利用ルールや都市計画決定の検討には至っていない
総括	
<ul style="list-style-type: none"> 自治会等の要望に基づく維持改良を実施するとともに、計画的な市道の整備を併せて実施中。 市街地における道路整備について、土地利用ルールの運用や都市計画決定の検討には至 	総合評価 


方 針	計画内容の進捗状況
っていない。	

4-1-2 美しく安全な道路環境づくり


① 美しい景観を守り、活かす幹線道路整備

方 針	計画内容の進捗状況	
●地域間を結ぶ幹線道路や橋梁は、国立公園の環境・景観との調和に十分留意した構造・形態を確保する	□地域間を結ぶ幹線道路や橋梁の整備において、国立公園の環境・景観との調和に十分留意した構造・形態の確保には至っていない	
●パールロードをはじめ、海・山への優れた眺望が得られる区間では、風致景観を維持するとともに、ビューポイントの整備など、集客・交流への対応を進める	□「景観条例」の制定、「景観計画」の策定により、誇れる視点場から望める眺望景観をはじめ、良好な景観の形成に向けた届出制度を運用している □幹線道路沿いの既存ビューポイントにおいて、利用の観点から維持管理を行っている	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路や橋梁の構造・形態が、国立公園の環境・景観と調和したものとなるように確保するには至っていない。 ・海・山への優れた眺望が得られる区間において、景観施策の運用や既存の視点場の維持管理が行われている。 		

② 安全な生活道路の整備


方 針	計画内容の進捗状況	
●漁村集落などで多くみられる 4m 未満の狭小道路は、避難路を中心に災害時にも対応できる幅員確保に努める	□自治会等の要望に基づく整備を実施中	
●高齢者などの交通弱者の歩行に配慮し、主要な公共施設周辺の周辺・アクセス道路を中心として、歩道の確保、バリアフリー化、案内板の充実などに努める	□歩道の確保・充実については整備に至っていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・4m 未満の狭小道路は災害時に備えて、自治会要望等に基づき整備が進められている。 ・公共施設を中心とした交通弱者の歩行に配慮した歩道の整備については、十分な取組に至っていない。 		

③ 市民や来訪者が歩いて楽しめる道づくり


方針	計画内容の進捗状況	
●快適な街なか居住や、きめ細やかな市内観光を支えるため、歩行者系道路の充実を図る	<input type="checkbox"/> 歩道の確保・充実については整備に至っていない	
	<input type="checkbox"/> 歩行者系道路の充実に向けた取組の実施には至っていない	
	<input type="checkbox"/> 街中や、各観光拠点をつなぐ歩道をはじめとした移動手段、経路、動線等については、安全と周遊性の観点から検討を重ねている	
●県道磯部大王自転車道や近畿自然歩道を取り込みながら、歩行空間の連続性を確保するほか、楨垣に囲まれた歴史的な街なみなど、周辺の地域資源と連携し、じっくり楽しみながら歩けるよう工夫に努める	<input type="checkbox"/> 県道の整備については三重県において事業実施	
	<input type="checkbox"/> 県道磯部大王自転車道や近畿自然歩道など、周辺の地域資源と連携し、じっくり楽しみながら歩けるような工夫の実施には至っていない	
	<input type="checkbox"/> 県道磯部大王自転車道や近畿自然歩道といった既存の広域ルートについて、案内標識の更新および危険箇所の点検を三重県と連携して実施。看板設置の際には、関係機関とも協議をし、周辺環境との連続性、整合性を考慮している	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 歩いて市内を観光するための移動手段、経路、動線等については、安全と周遊の観点から検討が重ねられているものの、事業実施までは至っていない。 自転車道や自然歩道については、三重県と連携して整備が実施されているが、周辺の地域資源と連携し、楽しみながら周遊できるような取組については実施に至っていない。 		

4-1-3 公共交通の充実


① 鉄道交通の利便性向上

方針	計画内容の進捗状況	
●近鉄志摩線については、観光と協調・連携した施策展開などを促進し、利用率向上を図る	<input type="checkbox"/> 令和 3 年から閉鎖されていた鵜方駅構外にあるトイレに洋式化等の改修工事を行い、公共交通の乗継拠点として利用できるよう整備	
	<input type="checkbox"/> 鉄道と連携した誘客施策や、鉄道利用者を限定した周遊施策を実施し、利用率の向上を促進	
●鵜方駅を中心として、駅前広場や駐車・駐輪場の拡充に努め、各種交通の円滑な乗り継ぎ機能を確保する。また、駅周辺の公共施設などへの主要な経路について、バリアフリー化を図るなど、高齢者などの移動に配慮する	<input type="checkbox"/> コミュニティバス「志島循環線」や「ハッスル号」の運行を行い、各地域から鵜方駅への利便を図っている	
	<input type="checkbox"/> 平成 23 年度の鵜方駅前公共駐車場の改修のほか、タクシー・バスの待機場の整備を行い、利便性向上と各種交通の円滑な乗り継ぎ機能の確保に務めた	
●賢島駅については、周辺観光との一体性に留意し、駅施設も含めたバリアフリー化などの整備を促進する	<input type="checkbox"/> 賢島駅 2 階にある伊勢志摩サミット記念館において、車いすの方が来館できるよう、昇降機を設置	
	<input type="checkbox"/> 賢島駅について、バリアフリー化などの整備を促進する取組の実施には至っていない	
	<input type="checkbox"/> 賢島駅構内で、バリアフリー化の整備を進めている	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 近鉄志摩線の主に鵜方駅において、コミュニティバスの運行、トイレの改修、駅前駐車場の改修、ロータリーの整備、バリアフリー化の整備を進めている。 		

② バス交通の利便性向上

方 針	計画内容の進捗状況	
●民間事業として運行が成り立たない路線については、その重要性を勘案しながら、運営の支援を行う。特に、鵜方駅と地域の生活拠点などを結ぶ路線は、将来都市構造の実現を支える軸として、維持・充実に努める	□コミュニティバス「志島循環線」の運行と路線バス「安乗線」の運行支援を実施	
●路線の廃止・縮小によって公共交通空白地となることが予想される地域や生活拠点を中心とした地域生活圏の利便性を確保するため、きめ細やかに循環する自主運行バスなどの運行について検討を行なう	□令和5年度より、大王町と志摩町においてデマンド交通「のりあい」の、浜島町において「はまじま号」の実証運行を実施	
●市街地内の主要な停留所や路線バス・自主運行バスなどの結節点では、上屋・ベンチ・風除け、駐輪場などの設備の充実に努め、利用促進を図る	□既存施設に併設や利用することにより、新規設備の設置は未実施	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス「志島循環線」や路線バス「安乗線」については、民間だけでは困難であり運行支援を実施している。 ・大王町と志摩町においては、公共交通空白地をなくすためにデマンド交通の実証運行が実施されている。 ・実証運行の停留所については、新規設備の設置ではなく、既存施設を併設・活用する形での検討が進められている。 		


③ 海上交通の利便性向上

方 針	計画内容の進捗状況	
●英虞湾・的矢湾では、多様な定期船航路の確保やフェリーボートの運航再開を関係機関に働きかけ、バス・鉄道との一体的な公共交通ネットワークの充実に努める。また、長期的には架橋建設を検討する	□浜島航路は令和3年9月末に廃止となっており、フェリーボートの再開は未検討	
●浜島港などの港湾では、老朽施設を更新し、物流などの機能維持に努める。また、産業活動支援や港湾観光巡りなど、多目的な活用に向けて必要な整備を図る	□港湾の整備については三重県において事業実施	
	□各漁港の機能保全工事を計画的に進めている	
	□実際の老朽施設の状況等を把握できていないため、未実施	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・英虞湾・的矢湾とも、採算性の課題や人手不足の問題から渡船業の維持確保が問題となっており、浜島航路は廃止された。 ・港湾の整備については、三重県と連携して事業実施されており、各漁港でも機能保全工事が進められているが、老朽施設の状況把握までは至っていない。 		


4-2 水・緑づくりに関する方針

4-2-1 海・山・川の環境保全

① 優れた自然・生態系の保全


方 針	計画内容の進捗状況	
●英虞湾、的矢湾、熊野灘沿いを中心とした水と緑の優れた自然環境は、国立公園特別地域としての指定を維持し、積極的な保全を図る	□国立公園特別地域の指定は、自然公園法に基づき環境省が行うため、その保全についても自然公園法に基づき、環境省において厳しく規制されている	
●市北部から西部にかけての山間地や、的矢湾周辺など、まとまった緑を有し、国立公園特別地域と一体での保全が求められる地域では、他法令との連携などを通じ、開発行為、建築行為の規制・誘導を図る	□自然環境の保全が求められる地域では、各種法令に基づく開発行為、建築行為の規制・誘導を実施 □志摩市の自然と環境の保全に関する条例及び「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」に基づき届出がなされた開発行為等について、景観保全の観点から必要な要請を実施	
●その他の地域、地区に親しまれている特徴的な緑についても、各種法令に基づく規制の強化を検討のもと、積極的な保全を図る	□志摩市の自然と環境の保全に関する条例及び「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」に基づき届出がなされた開発行為等について、景観保全の観点から必要な要請を実施	
総括		総合評価
・国立公園特別地域やその他の特徴的な緑における開発行為については、各種法令や条例に基づく適切な規制・誘導が図られている。		

② 管理の行き届いた健全な森づくり

方 針	計画内容の進捗状況	
●市域の約55%を占める森林については、土砂流出防止などの公益的機能を高度に発揮させるため、保安林の指定拡大とともに、県による森林ゾーニングを踏まえた適正管理を図る	□新たに保安林に指定された区域はない	
●森林の90%以上が民有林であることを踏まえ、行政が土地所有者に代わって森林の管理を行うシステム、市民が自然の保全・管理に関わることでできるシステムの整備を検討する	□森林環境譲与税を財源とし、経営管理が行われていない民有林を対象に、森林経営管理制度に基づき、自治体が森林所有者の所在および意向を確認した上で、私有林の保全および管理を実施	
総括		総合評価
・保安林の指定拡大はされていないが、適正管理を図る方向性は堅持している。 ・森林経営管理制度を活用することで、自治体が土地所有者に代わって私有林の保全及び管理を実施している。		


③ 美しい海の保全・再生

方 針	計画内容の進捗状況
●市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、生活排水などの適正処理を進める。污水处理にあたっては、市の長期的な財政の見通しを勘案しながら、公共下水道や合併処理浄化槽の面的整備など、各地域の状況に応じた手法を活用し、効率的に取り組む	□現況の7処理区（迫子塩屋松山路・船越・神明・立神・安乗・的矢・坂崎）を適正に維持管理する □生活排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽の設置を推進しており、個人で設置する人に費用（転換に係る撤去費用（転用費用）及び配管費用含む）の一部について補助を行っている


方 針	計画内容の進捗状況	
●英虞湾・的矢湾では、「英虞湾再生プロジェクト」などの成果を活用し、多様な主体の連携のもとに、自然浄化機能を有する人工干潟・藻場の造成や、海底の汚泥の浚渫を進める	□人工干潟については、一部見直した地域もあるが、関係課で連携しながら生き物観察会などを実施	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚水処理にあたっては、現況の処理区を適切に維持管理するとともに、個人で合併処理浄化槽の設置を行う際には費用の一部の補助を行っている。 ・ 英虞湾・的矢湾については、部署間連携を行いながら、人工干潟で生き物観察会などの取組を実施している。 		

4-2-2 自然とのふれあいの場づくり

① 海辺・水辺を活かした憩いの場づくり


方 針	計画内容の進捗状況	
●津波・高潮などの防護対策と調整しながら、アカウミガメ産卵地であるあづり浜など、自然性の高い海岸線の保全・再生を図る。また、本市の海との関わりを尊重し、海に近づき、親しめる護岸整備や園地整備を図る	<input type="checkbox"/> 定期的に行っている干潟の生物調査において、希少な生物が確認されており、豊かな自然の維持ができています <input type="checkbox"/> 海岸堤防等の整備については三重県において事業実施	
●主要な河川は、それぞれの状況に応じ、憩いの場としての活用を図る。特に、環境軸としての前川や磯部川などでは、親水空間整備や、自然・生態系の保全に配慮した川づくりを促進する	<input type="checkbox"/> 毎年行っている河川・海域の水質調査において一定以上の水質が保たれていることを確認 <input type="checkbox"/> 二級河川の整備については三重県において事業実施	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県が防護対策として海岸堤防等の整備を実施するとともに、それと調整しながら、希少な生き物が生育可能な自然環境の保全・再生が一定程度図られている。 ・ 前川や磯部川は二級河川であり、三重県が整備を行っている。毎年水質調査が実施され、一定の水準が維持されている。 		

② 豊かな緑、自然景観を活かした憩いの場づくり


方 針	計画内容の進捗状況	
●国立公園の環境保護と適正利用の観点から、国の管理計画に基づく着実な事業展開を促進する。特に、横山やともやま公園は、伊勢志摩国立公園全体の利用拠点として、総合的な整備・活用を促進する	□横山においては、環境省による展望台の再整備以降、来訪者数が飛躍的に増加しており、国、県と連携しながら事業展開している。ともやま公園においては、老朽化は進みつつあるが、県とも連携をしながら施設整備に努めている	
●その他の地域についても、眺望の良い場所の有効活用や、植樹、遊歩道などの必要最小限の環境整備を図り、憩いの場の充実に努める。特に、賢島では、駅や観光施設などとの一体性に留意した整備を図る	<input type="checkbox"/> 周辺市道において整備を実施 <input type="checkbox"/> 都市公園や開発地内の緑地などにおいては、修景植栽管理業務を実施し、環境整備や憩いの場の充実に努めている	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 横山に整備された「横山展望台」は来訪者数が増加しており、国・県と連携しながら事業展開されており、ともやま公園では県と連携のもと引き続き、施設整備を行う予定である。 ・ その他地域においても、周辺市道における整備の実施や修景植栽管理業務の実施による環境整備が行われている。 		

4-2-3 緑豊かな生活空間づくり


① 広域的な利用に対応した公園の整備

方 針	計画内容の進捗状況	
●阿児ふるさと公園は、週末レクリエーションに対応した機能に加え、防災拠点としての機能も備えた本市の基幹的な公園として整備・拡充を図る	<input type="checkbox"/> 平成 24 年度に防災ヘリ等の離発着が可能な第二駐車場の整備を実施し、駐車場不足の改善及び防災拠点としての機能向上を図っている <input type="checkbox"/> 令和 6 年度に公園内にインクルーシブ遊具を含めた新たな遊具を設置した。災害時には避難施設となり、防災備蓄倉庫として飲食物等の保管場所にもなっている	
●阿児ふるさと公園を含め、各地域の基幹的な公園については、それぞれの機能・役割分担を明確化し、そのなかで必要な整備を検討します。	<input type="checkbox"/> 各地域の基幹的な公園について、それぞれの機能・役割分担の明確化や必要な整備の検討には至っていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 阿児ふるさと公園は、インクルーシブ遊具の設置などレクリエーション機能や防災備蓄倉庫の防災拠点としての機能の拡充が図られている。 各地域の基幹的な公園について、それぞれの機能・役割分担を明確化した上での整備に関する整備には至っていない。 		

② 身近な生活圏における緑の充実


方 針	計画内容の進捗状況	
●日常生活に密着した公園に関しては、地域生活圏それぞれで、地域の顔となるような公園の確保を目標としながら、街なか居住を進める市街地や防災上問題のある漁村集落などでの重点的な整備・確保に努める	<input type="checkbox"/> 日常生活に密着した公園に関して、街なか居住を進める市街地や、防災上問題のある漁村集落などでの重点的な整備・確保には至っていない。	
●公園・広場の整備にあたっては、新たな公共公益施設の整備や、地区計画などの各種基盤施策との連携を図るとともに、空き地や老朽住宅除却跡地などの活用による柔軟な対応を視野に入れる	<input type="checkbox"/> 新たな公園・広場の整備を行っていない。 <input type="checkbox"/> 空き地については空家特措法の適応外となるため、特に対応はしていない。空き家除却後の跡地については、公園・広場の整備等で活用したい部署がある場合は、情報提供を行っている。	
●国立公園としての風致景観を維持できるよう、緑地協定などの市民主体の緑のまちづくりを促進するとともに、屋上緑化や壁面緑化の支援、一定規模以上の開発行為における植栽義務づけなどを検討し、民有地の緑化を進める	<input type="checkbox"/> 緑地協定を締結した実績はない。屋上緑化や壁面緑化の支援、一定規模以上の開発行為における植栽義務づけなどの検討には至っていない。	
●郊外の豊かな緑が環境的、景観的にも市街地に連続するよう、河川や幹線道路沿道などの緑化を進める	<input type="checkbox"/> 樹木伐採や除草の要望が多いが十分に対応しきれていない。	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> 空き地や空き家除却後の跡地活用による公園・広場整備には至っていないが、その方向性は堅持しつつ、活用に関する基準の見直し等が検討されている。 緑地協定の締結による民有地の緑化支援や、開発行為に伴う植栽の義務付け等について検討は進んでいない。 緑化整備については、引き続き樹木伐採等の要望への対応に努める必要がある。 		

③ 緑の質的充実


方 針	計画内容の進捗状況	
●老朽化した公園・広場は、利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図る	□老朽化した公園・広場において、公衆トイレの改修時にバリアフリー対応を実施している	
●地域の緑は、地域が考え、守り育てていけるよう、公園整備における市民参加機会を増進するとともに、公園管理活動に対して支援を行うなど、協働の取り組みを進める	□「志摩市緑の基本計画」を策定しているが、公園整備や緑化活動における市民参加機会の増進に向けた取組には至っていない	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した公園・広場について、バリアフリーの観点からトイレの整備などの取組を実施している。 ・行政と市民が協働で地域の緑を守り育てていけるような取組は十分に進んでいない。 		

4-3 快適なまちづくりに関する方針


4-3-1 広域的な視点でのごみ処理施設整備

方 針	計画内容の進捗状況	
●効果的、効率的なごみ処理を推進するため、広域圏（本市、鳥羽市、南伊勢町）において新たなごみ処理施設の整備を推進する	□やまだエコセンターは平成26年4月1日に運営を開始し、鳥羽市、志摩市の燃えるごみ、資源ごみの処理を行ってきたが、令和5年度より南伊勢町を含めた2市1町でごみ処理を実施している	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・新たに整備されたごみ処理施設において、効果的、効率的なごみ処理を推進するため、広域圏（本市、鳥羽市、南伊勢町）でのごみ処理が実施されている。 		

4-3-2 下水道の整備並びに合併処理下水道の整備並びに合併処理浄化槽の普及

方 針	計画内容の進捗状況	
●下水道整備地区においては、下水道への接続を促すとともに、未整備の地域においては、費用対効果を考慮し、合併処理浄化槽の整備と合わせて望ましい生活排水処理体制を構築する	□水洗化補助金の交付を実施し、接続の促進に努めている □生活排水を適正に処理するため、合併処理浄化槽の設置を推進しており、個人で設置する人に費用（転換に係る撤去費用（転用費用）及び配管費用含む）の一部を補助している	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備地区において、水洗化補助金の交付を実施し、接続の促進に努めている。 ・未整備地域においては、合併処理浄化槽の設置を推進しており、個人設置の場合は費用の一部の補助を行っている。 		

4-3-3 新たな火葬場の整備

方 針	計画内容の進捗状況	
●既設の「斎場あご」の立地環境の変化、老朽化に対応して、適切な場所に新たな火葬場を整備する	□磯部町三ヶ所に「斎場悠久苑」を建設し、平成26年4月1日から供用開始している	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・磯部町三ヶ所に新たな火葬場が整備された。 		

4-4 災害に強いまちづくりに関する方針

4-4-1 災害に強い都市基盤の整備


① 防災活動拠点の整備

方 針	計画内容の進捗状況
●広域避難地などの拠点機能を有する都市公園として、阿児ふるさと公園などの整備・充実を図る	<input type="checkbox"/> 広域避難地などの拠点機能を有する都市公園の整備・充実に向けた取組には至っていない <input type="checkbox"/> 「三重県広域受援計画：令和 5 年 3 月修正（救助・救急、消火活動に関する計画）」においては、自衛隊、警察の救助活動拠点の候補地となっている <input type="checkbox"/> 阿児ふるさと公園が有する広域避難地としての既存機能（備蓄倉庫、公園など）について、定期的な点検と補修を徹底しており、災害時の拠点機能を維持・確保している
●各地域では、津波襲来を想定し高台に位置する広場を整備したり、既存の公園で防災設備の整備を検討するなど、身近な避難地としての公園・広場の充実を図る	<input type="checkbox"/> 各地域において、身近な避難地としての公園・広場の充実には至っていない <input type="checkbox"/> 志摩市津波避難計画に基づき、特定避難困難地域の津波避難対策として優先的に津波避難タワーを整備。また、地域で考えた地域住民のための避難環境整備に対して市の補助事業で避難路の整備も行っている <input type="checkbox"/> 高台避難広場や防災設備を備えた公園については、避難地としての機能が発揮できるよう、定期的な点検と清掃、備蓄品を備え維持している
●市庁舎や医療施設をはじめ、避難・救護・管理などの防災上重要な役割を果たす公共公益施設は、緊急性の高いものから耐震補強などの対策を推進する	<input type="checkbox"/> 市庁舎については平成 20 年 9 月に完成し、免震構造となっている <input type="checkbox"/> 救助防疫班の拠点となるサンライフあごについては、平成 9 年の建築後、経年劣化により老朽化した施設の躯体耐久性向上及び機能向上及び設備等機能・性能を確保のため、令和 4～5 年に大規模改修を実施した <input type="checkbox"/> 浜島診療所は平成 23 年に高台移転したが、前島診療所の高台移転については検討中。志摩市民病院は平成 9 年建築で、一定の耐震性を有している
●沿岸周辺に位置する公共公益施設については、耐震化を十分に行い、高台などへの避難が困難になった場合の津波避難ビルとして活用を図る	<input type="checkbox"/> 沿岸部に位置し、避難階段が設置されている旧甲賀小学校、国府漁村センターについて志摩市津波避難計画では、考慮しないと判断したため、現在は避難を進めていない <input type="checkbox"/> 耐震改修促進法における規制対象となる特定既存耐震不適格建築物の耐震化については完了しているが、対象外施設のうち、使用されていない建物や小規模な建物、倉庫、公衆トイレ等については耐震診断を行っておらず、耐震性が不明となっている施設もある（耐震診断の実施基準について詳細不明）
●沿岸周辺について、公共公益施設や高台などが無い場合は、民間施設を津波避難ビルとし	<input type="checkbox"/> 計画された津波避難タワー10基のうち7基が完成している




方 針	計画内容の進捗状況
て指定するほか、津波避難タワーの整備を検討し、大津波に備える	
●浜島港、波切漁港などの主要な港湾・漁港は、震災時における海上輸送拠点として活用・相互連携を図るとともに、後背地などの状況に応じ、避難緑地の整備を検討する	<input type="checkbox"/> 「三重県広域受援計画：令和5年3月修正」においては、海上輸送拠点となっている。後背地の整備については未整備
	<input type="checkbox"/> 主要な港湾・漁港において、後背地などの状況に応じた避難緑地の整備には至っていない
	<input type="checkbox"/> 港湾等の整備については三重県において事業実施
	<input type="checkbox"/> 波切漁港岸壁の耐震工事が終了した
総括	
<ul style="list-style-type: none"> 新しく防災時の拠点機能を有する都市公園の整備・充実には至っていないものの、阿児ふるさと公園では定期的な点検・補修の実施や三重県広域受援計画への位置付け等により、既存施設の機能維持が図られている。 各地域の身近な避難地としての公園・広場の充実には至っていないが、志摩市津波避難計画に基づき、津波避難タワー、避難路の整備のほか、定期的な点検と清掃等により施設の維持管理が図られている。 市庁舎、医療施設などの公共公益施設は、耐震補強や耐震診断などの対策を実施している。前島診療所の高台移転についても検討が進められている。 一方、沿岸周辺の公益施設について、津波避難ビルとしての活用には至っておらず、耐震改修促進法における規制対象外施設のうち、耐震診断が実施されていない施設もあり、耐震性が把握されていない施設が存在する。 計画された津波避難タワー10基のうち7基が完成している。 浜島港、波切漁港などの港湾・漁港は、三重県広域受援計画において海上輸送拠点となっており、耐震工事などが実施されているが、後背地などの状況に応じた避難緑地の整備については、検討には至っていない。 	総合評価

② 災害に強い都市施設の整備

方 針	計画内容の進捗状況
●県指定の緊急輸送道路とも連携しながら、庁舎、特急停車駅、浜島港、県立志摩病院など、防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークを構築する	<input type="checkbox"/> 「三重県広域受援計画：令和5年3月修正」において緊急輸送道路を把握しているが、防災拠点までのネットワーク構築は行っていない
	<input type="checkbox"/> 三重県との連携を図った緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している
●緊急輸送道路ネットワークを構成する道路・橋梁では、重点的に耐震補強を図るとともに、沿道建築物について、耐震化や、防火地域指定検討などとあわせた耐火を促進する	<input type="checkbox"/> 緊急輸送道路の整備については、優先的に進めている
	<input type="checkbox"/> 沿道建築物について、耐震化や、防火地域指定検討などとあわせた耐火の促進には至っていない
●上水道、下水道などのライフラインについても、災害発生時にその機能が維持されるよう、例えば、離島において、断水の影響を最小限にするための給水拠点施設を整備するなど、代替性・耐震性の確保に努める	<input type="checkbox"/> 水道の機能維持については、平成26年度から、病院や指定避難所など重要な給水施設への配水管を耐震管に更新する事業を進めている。離島においては、平成26年度に、間崎島に耐震性貯水槽を整備し、地震発生時に20m ³ の水の確保が可能となった。このことに加え、令和4年度には、当貯水槽まで送水するための管路を耐震管に更新。また、令和5年度からは、市内の配水池へ送水するための管路を耐震化する事業を進めている
	<input type="checkbox"/> 下水道管渠の耐震化は、コスト的に不可能。下水処理場は耐震化されてはいるものの、神明浄化セ



方 針	計画内容の進捗状況	
	ンター以外の処理場は津波浸水区域内で、その対策は、困難	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三重県広域受援計画において緊急輸送道路の把握は行っているが、防災拠点間のネットワーク化には至っていない。現在、県との連携のもと、緊急輸送道路ネットワーク計画の策定が進められている。 ・ 緊急輸送道路の整備については、優先的に進められている一方で、沿道建築物の耐震化や防火地域指定の検討等とあわせて、耐火性の向上に向けた取組については、実施には至っていない。 ・ 重要な給水施設については、配水管の耐震化を優先的に進めるとともに、離島地域においても貯水槽整備や管路の耐震化により、災害時の機能維持が図られている。 ・ 一方、下水道暗渠の耐震化はコスト面等の制約から課題が大きく、一部の下水処理場は津波浸水想定区域内に立地していることから、対策は限定的なものにとどまっている。 		

③ 水害・土砂災害防止事業の実施


方針	計画内容の進捗状況
●洪水被害を防止するため、市街地に近接し、浸水実績があるなど重要度・緊急度の高い松山路川の河川改修整備を促進し、磯部川、前川などについては河川改修整備を要望する	<input type="checkbox"/> 二級河川の整備については三重県において事業実施
●磯部都市下水路の整備を推進するほか、準用河川・その他水路について、整備計画を策定のもと順次整備を図るなど、流域全体の対策に努める	<input type="checkbox"/> 準用河川等については、自治会等の要望に基づく整備を実施中 <input type="checkbox"/> 磯部都市下水路ポンプ場の整備は完了済
●海岸部では、大津波の襲来を想定し、木造住宅密集地周辺などについて堤防・護岸の重点整備を促進するほか、自然防災力を有する海岸林の保全・育成に努める	<input type="checkbox"/> 海岸堤防等の整備については三重県において事業実施 <input type="checkbox"/> 病害虫防除計画に基づき、松くい虫対策を実施。平成25年から企業の森 エレコムフォレスト志摩に植栽を実施
●土砂災害に関しては、危険な急傾斜地などの増加抑制を図りながら、市街地周辺を中心に各種対策事業を促進する	<input type="checkbox"/> 防災技術指導員の講話や市ホームページの掲載などで住民周知を実施 <input type="checkbox"/> 急傾斜地対策整備については三重県において事業実施
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・二級河川である松山路川、磯部川、前川などについては、県により整備事業が実施されている。 ・磯部都市下水路ポンプ場の整備は完了している。準用河川・その他水路について、自治会要望に基づき個別に整備が行われている。 ・海岸堤防・護岸については、県により整備事業が実施されている。自然防災力の観点に関わらず、病害虫防除計画に基づき、海岸林の保全・育成が進められている。 ・土砂災害については、県が急傾斜地対策整備事業を実施しており、市では防災技術指導員の講話や市ホームページの掲載等を通じて、住民への周知が図られている。 	  

4-4-2 土地利用対策の充実

① 浸水被害の軽減


方針	計画内容の進捗状況
●津波による被害想定区域を明確化し、市民への周知徹底を図る。危険性の高い地域では、必要に応じて、被害軽減に資する嵩上げの建築ルールなどを検討。	<input type="checkbox"/> 防災技術指導員の講話や市ホームページの掲載などで住民周知を実施 <input type="checkbox"/> 危険性の高い地域において、被害軽減に資する嵩上げの建築ルールなどの検討には至っていない
●主要河川を中心に浸水想定区域を明確化し、情報発信を図る。あわせて、上流域の森林整備や、開発の際の防災措置の義務づけ検討など、流域全体での雨水流出抑制対策に努める。	<input type="checkbox"/> 「志摩市開発事業指導要綱」により、災害の防止に関する事業者の責務を定めている <input type="checkbox"/> 二級河川の浸水想定区域の明確化については三重県において実施
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・防災技術指導員による講話や市ホームページへの掲載を通じ、津波による浸水想定区域の周知は一定程度進められている。 ・一方、浸水リスクの高い地域における被害軽減対策については、具体的なルール化や誘導には至っていない。 ・二級河川の浸水想定区域の明確化は県主導で進められており、市としては「志摩市開発事業指導要綱」により、開発時の防災措置の確保を図っている。 	 

② 土砂災害の軽減

方 針	計画内容の進捗状況	
●市街地の多くは丘陵地内に形成され、危険な急傾斜地もみられるため、これらについて無秩序な開発を抑制する	<input type="checkbox"/> 三重県建築基準条例等と連携し、急傾斜地での無秩序な開発の抑制に努めている <input type="checkbox"/> 急傾斜地における開発については協議を通じて必ず事前確認している	
●山間・丘陵地が多い地形特性を踏まえ、市全体として、土砂災害対策を強化。特に、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定を検討し、市民への周知徹底を図ることで、危険箇所の増加を抑制する	<input type="checkbox"/> 建設整備課が作成したハザードマップを活用した防災技術指導員の講話や市ホームページへの掲載などで周知を実施	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・三重県建築基準条例等と連携し、急傾斜地での無秩序な開発の抑制が図られており、協議を通じて必ず事前確認が行われている。 ・土砂災害対策において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域などの指定には至っていないものの、ハザードマップを活用した防災技術指導員の講話や市ホームページへの掲載等を通じて、住民への周知が図られている。 		


4-4-3 木造住宅密集地の防災性向上

① 老朽住宅の更新・除却

方 針	計画内容の進捗状況	
●波切地区をはじめ、都市計画区域内の木造住宅密集地では、接道義務や狭小敷地ゆえに、建替えが困難となっている状況も想定されるため、接道などの建築ルールの緩和を検討し、老朽住宅の建替えを促進する	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内の住宅密集地において、接道などの建築ルールの緩和の検討には至っていない	
●安乗地区をはじめ、都市計画区域外の木造住宅密集地では、接道・建築形態のルールが無く、密集化が改善されないまま建替えが進む可能性がある。このため、都市計画区域再編などとあわせて接道などの建築ルール適用を検討し、防災性が確保された建替えを促進する	<input type="checkbox"/> 都市計画区域外の住宅密集地において、都市計画区域再編などとあわせて接道などの建築ルール適用の検討には至っていない	
●これらの地域には、老朽化した空き家も多いことから、危険な空き家の撤去を働きかけるとともに、除却に対する各種支援や、防災広場としての活用を検討する	<input type="checkbox"/> 木造住宅空き家補助事業、特定空家等除却工事補助事業により上限 30 万円（特定空家等の非木造 上限 50 万円）で除却の支援を実施。防災広場として活用したい部署があれば、情報提供を行う <input type="checkbox"/> 老朽化した空き家を撤去した後の空き地に関して、防災広場としての活用の検討には至っていない	
●以上の取り組みにおいては、建物の高さなどのルールをあわせて検討するなど、漁村特有の景観保全にも努める	<input type="checkbox"/> 「景観条例」の制定、「景観計画」の策定により、漁村特有の景観の保全を含め、良好な景観の形成に向けた届出制度を運用している	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地においては、都市計画区域内で接道条件等に係る建築ルールの緩和が図られている一方、都市計画区域外については、同様のルールの適用に向けた検討には至っていない。 ・木造住宅空き家補助事業や特定空家等除却工事補助事業により、老朽化した空き家の除却に対する支援が実施されているほか、防災広場としての活用を検討する部署に対して 		

方 針	計画内容の進捗状況
<p>は、情報提供が行われている。一方、除却後に生じた空き地について、防災広場としての具体的な活用検討には至っていない。</p> <p>・景観条例および景観計画の策定・運用により、漁村集落における良好な景観の保全が図られている。</p>	


② 避難路・避難地の確保

方 針	計画内容の進捗状況
<p>●避難路指定の無い住宅密集地が多いため、市民参画により、安全・円滑に避難できる経路を明確化する</p>	<p>□令和 5 年度：4 地区（国府、船越、南張、松山路）</p> <p>令和 6 年度：5 地区（国府、船越、南張、松山路、浜島）</p> <p>令和 7 年度：6 地区（国府、船越、南張、浜島、御座、安乗）※御座、安乗は未実施</p>
<p>●主要な避難路の沿道では、重点的な建物更新を促進し、あわせて道路拡幅に努めます。ブロック塀などを設置しないルールについても検討を行う</p>	<p>□主要な避難路の沿道において、ブロック塀などを設置しないルールの検討には至っていない</p> <p>□市道の整備は、自治会要望等に基づき実施している</p>
<p>●市内の住宅密集地は、地形的な問題から、急な階段や坂道、曲がりくねった道路が多いため、避難路となる階段・坂道での手すりの設置や、避難誘導板の設置など、避難要援護者や観光客にやさしい環境整備を推進する</p>	<p>□地域住民の環境整備へ市補助金を交付し、地域が考えた避難路整備を支援する</p> <p>□市道の整備は、自治会要望等に基づき実施している</p>
<p>●避難地に関しては、広い空き地などの活用による充実を検討します。また、津波襲来の危険性を考慮し、身近な高台の活用による対応を検討する</p>	<p>□自治会から提案のあった高台の空き地を自治会指定避難場所として、ハザードマップへ掲載している</p>
総括	
<p>・避難路指定の無い住宅密集地において、安全・円滑に避難できる経路の設定が進められている。</p> <p>・主要な避難路の沿道における建物更新および、道路拡幅は自治会要望等に基づき実施されているが、ブロック塀などを設置しないルールの検討には至っていない。</p> <p>・市内の住宅密集地においては、避難要援護者や観光客に配慮した環境整備について、自治会要望等があった場合に補助金交付による支援を行うなどの取組が実施されている。</p> <p>・避難地については、自治会から提案のあった高台の空き地を自治会指定避難場所として位置付け、ハザードマップへの掲載が行われている。</p>	<p>総合評価</p> 


4-4-4 推進体制の整備

① 地域防災力の強化

方 針	計画内容の進捗状況
<p>●各種災害ハザードマップなど、わかりやすい防災情報の早期整備を図り、これを活かした啓発活動を推進する</p>	<p>□各種ハザードマップについて、市ホームページや防災技術指導員による講話で住民へ周知</p>
<p>●耐震化の必要性も普及啓発し、耐震改修促進計画などに基づく個人住宅の耐震化を促進する</p>	<p>□令和 6 年度より耐震シェルター補助金を予算化</p> <p>□木造耐震支援事業により診断・設計・工事の補助を実施</p>
<p>●タウンウォッチングなどを通じた地域避難計画の作成や、災害図上訓練の企画をはじめ、地域主体の防災まちづくり活動を促進・支援</p>	<p>□防災技術指導員による講話や計画作成の支援を実施。令和 6 年度より地区の避難計画等に対する補助金制度も創設し支援を実施</p>

方 針	計画内容の進捗状況	
する		
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・各種ハザードマップについて、市ホームページや防災技術指導員による講話を通じて、住民への周知が図られている。 ・個人住宅の耐震化については、耐震シェルター補助金の予算化や木造耐震支援事業による診断・設計・工事の補助を実施することで対応している。 ・地域主体の防災まちづくり活動を促進・支援するために、防災技術指導員による講話や計画作成の支援に加え、地区の避難計画等に対する補助金制度の創設を行っている。 		


② 観光客対策の強化

方 針	計画内容の進捗状況	
<p>●観光客を的確・迅速に避難誘導できるよう、観光事業者などとの連携のもと、観光・交流拠点における広報活動や避難場所の確保などの対策を図る</p>	<p>□土地勘のない来訪者等でも現在地から最寄りの避難所までのルートを検索できる三重県防災アプリの周知を実施している。国府地区・甲賀北地区の津波避難タワーへの誘導に立て看板や路面シートを設置して誘導している</p>	<p>□担当課や関係機関と連携しながら、横山展望台、道の駅「伊勢志摩」など主要施設で訓練を行うとともに、管轄の海水浴場においては、避難経路の整備や利用者を巻き込んだ避難訓練の実施を行っている</p>
<p>●避難誘導を図る環境として、避難地については、観光データなどを活用しながら、適切な規模・数量の確保に努める。また、避難路については、できるかぎり観光ルートとの連動を図り、避難誘導板についても観光案内板との一体的な整備に努める</p>	<p>□土地勘のない来訪者等でも現在地から最寄りの避難所までのルートを検索できる三重県防災アプリの周知を行っている。国府地区・甲賀北地区の津波避難タワーへの誘導に立て看板や路面シートを設置して誘導している</p>	<p>□主要観光地において、避難経路の明示・周知については、案内板等の更新時に検討するとともに、段階的に実施している</p>
<p>●津波被害が想定される沿岸部では、サーファー参画による津波避難訓練をはじめ、国府白浜海岸の取り組みをモデルとしながら、海岸利用者の防災意識の向上や、避難対策改善の取り組みを推進する</p>	<p>□志摩市コーストガーディアンズが主催となって海岸利用者に対する国府地区海岸・志島地区海岸防災訓練を毎年実施している。今年度から完成した津波避難タワーを活用している。</p>	
総括		総合評価
<p>・観光客を的確かつ迅速に避難誘導できるよう、三重県防災アプリの周知や、津波避難タワーへの誘導を目的とした看板・路面シートの設置が進められている。また、担当課や関係機関と連携し、観光・交流拠点において、避難訓練や避難経路の整備などの取組が実施されている。</p> <p>・主要な観光地においては、案内板等の更新時にあわせて避難誘導を図る環境整備について検討が行われており、段階的に実施されている。</p> <p>・津波被害が想定される沿岸部においては、防災意識の向上や避難対策の改善を図るため、海岸利用者に対する防災訓練が毎年実施されている。</p>		


4-5 街なみ・景観づくりに関する方針

4-5-1 美しい自然的景観の保全

① 海辺・川辺景観の保全


方 針	計画内容の進捗状況
●英虞湾・的矢湾を中心とした地域では、複雑に入り組んだ海岸線や、海岸線間近に迫った緑濃い山々、波間に浮かんだ離島や養殖いかだなどが相まって、風光明媚で独特な景観が形成されている。これは本市のシンボル景観として位置づけ、自然などの一体的・積極的な保全を図る	<input type="checkbox"/> 養殖業者への支援を実施し、志摩市で養殖業が実施していけるような支援を行っている <input type="checkbox"/> 定期的に行っている干潟の生物調査においては、希少な生物が確認されており、豊かな自然が保たれていることが確認されている
●熊野灘沿岸では、湾内と異なる荒々しい海岸段丘の景観、あるいは白い砂浜と緑の松林が続く景観が維持・形成されるよう、自然海岸の保全・回復を図る	<input type="checkbox"/> 漁業者自身が自分たちで海岸清掃を実施している。また、その取り組みに対し、ゴミの回収などの支援を志摩市も実施している <input type="checkbox"/> 志摩市の自然と環境の保全に関する条例及び志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例に基づき届出がされた開発行為等については景観保全の要請を行っている
●河川については、自然豊かで、市民が親しむことのできる水辺景観を創出	<input type="checkbox"/> 二級河川の水辺環境の創出については三重県において実施
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・英虞湾および的矢湾においては、養殖業者への支援の実施や干潟における生物調査が定期的に行われており、自然環境の一体的かつ積極的な保全が図られている。 ・熊野灘沿岸では、漁業者による海岸清掃が実施されているほか、市においてもごみ回収等の支援が行われている。また、条例に基づき届出された開発行為等については、景観に配慮するよう要請を行っている。 ・二級河川については、県において自然豊かで、市民が楽しむことのできる水辺環境の創出に向けた整備が進められている。 	総合評価 

② 山なみ・田園景観の保全

方 針	計画内容の進捗状況
●市北部から西部にかけての山間地は、まちの背景となる遠景として、山林・斜面林を保全するとともに、四季折々に楽しめる美しい景観づくりに努める	<input type="checkbox"/> 志摩市の自然と環境の保全に関する条例及び志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例に基づき届出がされた開発行為等については景観保全の要請を行っている
●まとまりある農地では、虫食いの転用の防止や適正管理を通じ、田園景観と背景の山なみへの眺望を保全する	<input type="checkbox"/> 農振法に基づき農振農用地を設定し、特にまとまりのある優良農地における「虫食いの」無秩序な農地転用を抑制している <input type="checkbox"/> 志摩市の自然と環境の保全に関する条例及び志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例に基づき届出がされた開発行為等については景観保全の要請を行っている
総括	
<ul style="list-style-type: none"> ・市北部から西部にかけての山間地において、条例に基づき届出された開発行為等に対して、景観に配慮するよう要請を行っている。 	総合評価 

方 針	計画内容の進捗状況
・まとまりのある優良農地においては、農振法に基づき農振農用地を設定することで、虫食いの農地転用の防止に努めている。	


③ 眺望景観の保全・活用

方 針	計画内容の進捗状況
●志摩半島を一望できる横山をはじめ、美しい眺めを楽しめる場所・対象が多くあることは、本市の大きな魅力となっている	<input type="checkbox"/> 志摩市景観計画を平成 25 年 10 月 1 日に策定した。当計画の中で眺望保全地区を「横山展望台眺望保全地区」と「桐垣展望台眺望保全地区」の 2 地区を位置づけ、眺望景観の保全に努めている。 <input type="checkbox"/> 横山においては、環境省による展望台の再整備以降、来訪者数が飛躍的に増加しており、国、県と連携しながら事業展開している。また、主要なビューポイントにおいては、適宜修景伐採を行っている
●今後も、眺望対象となる景観資源の保全を図るとともに、幹線道路網の構築や、地域のまちづくりとあわせて、眺望場所の充実を図り、集客・交流に活用する	<input type="checkbox"/> 志摩市景観計画に基づく届出が提出された際には、関係各課に意見を求め、景観資源を損なわないよう連携して保全を図る <input type="checkbox"/> 自治会等の要望に基づく維持改良を実施するとともに、計画的な市道の整備を併せて実施中 <input type="checkbox"/> 関係機関、地域団体と連携しながら眺望対象、眺望場所の維持管理を行っている
総括	
<ul style="list-style-type: none"> 志摩市景観計画において、眺望保全地区を 2 地区定めることで眺望景観の保全が図られている。特に横山においては、環境省による展望台の再整備以降来訪者数が増加し、国・県との連携のもと事業が進められている。 景観計画の届出制による観光資源の保全、市道の整備、各種関係機関・地域団体との連携を通じて、眺望地点の充実が図られている。 	総合評価 


4-5-2 賑わい、落ち着いたある都市的景観の形成

① まちの顔としての個性的な市街地景観づくり

方 針	計画内容の進捗状況
●鵜方駅などの主要な駅前空間では、駅前広場整備などとあわせて、まちの玄関口にふさわしい、本市をイメージできるような修景整備を図る	<input type="checkbox"/> 平成 23 年度に鵜方駅前広場の改修を実施し、ゲート式コインパーキングや花壇・植栽の整備、フラワーパネルの設置を実施。令和 6 年度にはフラワーパネルから市内の海の写真を看板化したウェルカムボードに改修するなど修景整備を適宜実施
●駅の利用者が周辺観光や生活利便を満たす場に行きたい、行きやすい空間づくり、動線整備を図る	<input type="checkbox"/> コインパーキングには、マイクロバス駐車スペースを設置し、宿泊施設が送迎バスによる観光客の移送をしやすい環境を整備 <input type="checkbox"/> 鵜方駅に所在する地域 DMO である志摩市観光協会や鉄道事業者との連携により、レンタサイクルの実施等による周辺観光や生活利便性の向上を図る
●海や港湾・漁港との関わりが強い市街地では、漁師町・港町としての独特の集落形態や、漁具などの海の景観資源を活かしながら、どこか懐かしさが残り、散策したくなるような空間づくり、動線整備を図る	<input type="checkbox"/> 空間づくり・動線整備については取り組めていない <input type="checkbox"/> 波切地区、安乗地区等においては、漁師町・港町の雰囲気を活かした地域資源の保全と観光活用を推進。ガイドツアーの実施による誘客を図る

方 針	計画内容の進捗状況	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴方駅では、駅前広場の改修やウェルカムボードの設置など、まちの玄関口にふさわしい修景整備が適宜進められている。 ・ 観光客が周辺観光地や生活利便施設へ円滑に移動できるよう、コインパーキングにおけるマイクロバス用駐車スペースの確保や、観光協会・鉄道事業者と連携したレンタサイクルの実施など、移動利便性の向上に向けた取組が行われている。 ・ 一方、海や港湾・漁港との関わりが強い市街地において、独自の景観資源を活かした散策空間の創出や動線整備については、面的な取組には至っていない。ただし、波切地区や安乗地区等では、ガイドツアーの実施等により、地域資源の保全と観光活用が一定程度図られている。 		

② 落ち着いた潤いのある住宅地景観づくり

方 針	計画内容の進捗状況	
●市全体として国立公園の風致景観を維持するため、民有地や、地域の核となる公共施設などの緑化を進める	□管轄する都市公園については、緑化がなされており、維持管理に尽力している	
●市街地内・周辺を流れる河川や、社寺、市街地に迫る丘陵地などの自然資源を取り込みながら、潤いのある市街地景観を形成する	□景観計画の中の一般地区で区分したゾーニングにより景観形成を図っている	
●都市基盤が整備済み地区や計画地区では、地区計画などの活用による良好な街なみの保全・創出を誘導する	□現在地区計画などを活用する予定がないため、地区計画の必要性を整理しながら見直しを図る必要がある	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市が管轄する都市公園については、風致景観を維持するため維持管理が行われている。 ・ 潤いのある市街地景観を形成するため、景観計画においてゾーニングによる景観形成が図られている。 ・ 一方、現時点では地区計画等を活用する予定がないことから、今後の住環境や市街地景観の質の向上を見据え、地区計画の必要性について整理・見直しを図る必要がある。 		

③ 美しく、観光客のもてなしに対応した沿道景観づくり

方 針	計画内容の進捗状況	
●パールロードや国道 260 号など、都市間、都市拠点間を結ぶ主要な幹線道路のうち、海・山への優れた眺望が得られる区間などでは、屋外広告物規制の厳格な運用と順次拡大を図り、風致景観を積極的に保全する	□志摩市は屋外広告物の事務について権限移譲されていないため、三重県が運用しているが、適宜三重県と協議しながら、沿道景観づくりに努めている	
●道路整備にあわせて、街路樹による緑の連続性確保や、志摩市らしくわかりやすい案内板の設置を図るなど、もてなしに対応した修景整備を図る	<ul style="list-style-type: none"> □街路樹による緑の連続性確保など、もてなしに対応した修景整備（緑化等）は図れていない □案内看板等の設置・修繕については、環境省等関係機関と連携し、周辺環境へ配慮しながら適宜実施 	
総括		総合評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市間、都市拠点間を結ぶ主要な幹線道路のうち、優れた眺望が得られる区間では適宜県と協議をしながら、屋外広告物規制の運用による沿道景観づくりが進められている。 ・ 現在、街路樹による緑の連続性を確保した修景整備は行われておらず、案内看板等の設置・修繕については、関係機関と連携しながら実施されている。 		